

「タカノバ」 イベント等利用規約

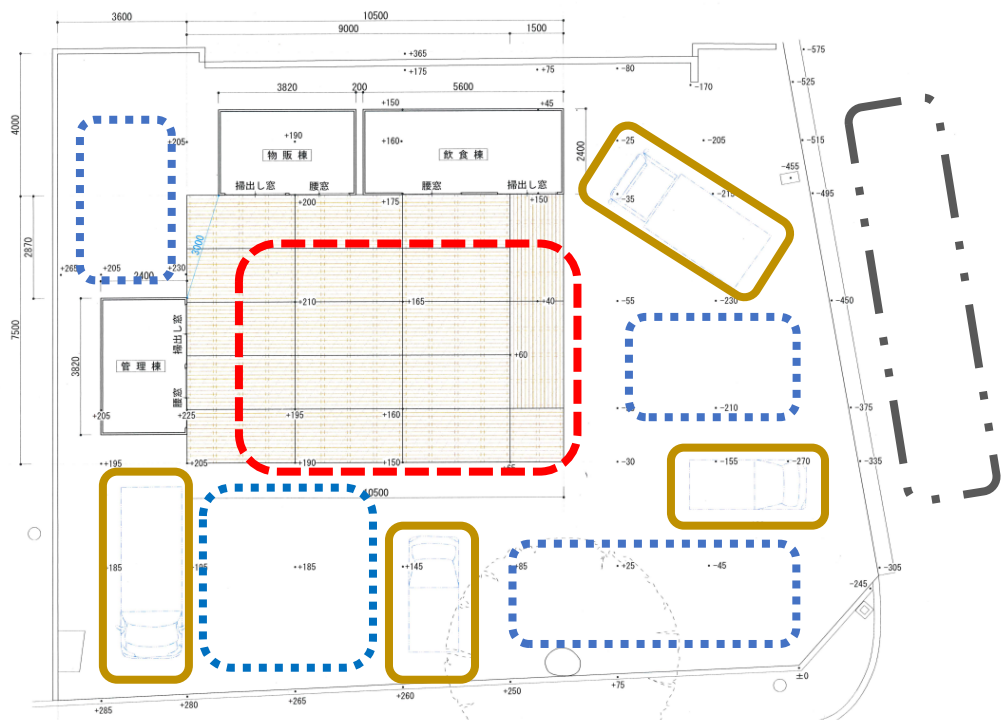
(趣旨)

第1条 この利用規約は、松本国宝の架け橋プロジェクト（以下「当プロジェクト」）が運営する「タカノバ」において、イベントの主催・キッチンカーの出店・マルシェの出店（以下「イベント等」）に関して、その主催者又は各出店者（以下「主催者等」）と当プロジェクトとの間で、タカノバの利用に関することを定めるものとする。

2 イベント等は下記エリアの定められた場所とする。なお、当プロジェクトとキッチンカー・マルシェの出店者では、下記各エリアにおいて、随時出店の申込を受け付けているため、下記各エリアにおいてはイベントで優先的に使用できないことがあるものとする。

3 主催者等は、イベント開催時に出店するキッチンカーやマルシェの出店者の指名・制限・変更等を原則できないものとする。

4 主催者等は、タカノバのテナント棟への動線について十分配慮する。ただし、イベント等の規模によっては事前にテナント棟の出店者と事前協議をする。



至松本城

駐車禁止

至旧開智



キッチンカー



イベントエリア



マルシェエリア



搬入エリア

(許可規約)

第2条 イベント等の利用については、原則として次のいずれかを満たすものとする。

- ア. 本プロジェクトのビジョンである「暮らす人と訪れる人が緩やかに共生する2つの国宝の架け橋」に沿う内容であること。
- イ. 本プロジェクトの目標である「暮らす人の生活に寄り添い、訪れる人が巡りたくなるシーン」に沿う内容であること。
- ウ. 本プロジェクトが運営する「タカノバ」の賑わいを喚起するものとして、本プロジェクトまたは本プロジェクトの運営会（以下「運営会」）が認めたものであること。

2 イベント等の利用条件は原則として以下の通りとする。

- ア. 飲食提供をともなう場合、音楽イベント等で音を出す場合、スポーツ系のイベントの場合、制限が発生する場合があるため、事前に運営会イベント担当者にご相談すること。
- イ. 原則、地域の活性化を目的としていることから、定期的な開催または出店であること。
- ウ. 当プロジェクトが当プロジェクトの指定する保険を付保することをイベント等参加の条件としたときは、主催者等は、その保険を付保しなければ、イベント等への申込みはできないものとする。この場合において、保険料は主催者等の負担とする。

(利用の許可)

第3条 主催者等は、運営会に対して、後記第4条の方法にて申込をし、許可を受けなければならない。ただし、当プロジェクトが主催、共催する場合はこの限りではない。

2 運営会は、申請内容が第2条に規定する許可規約に照らして適正であるか審査し、利用の許可をしたときは、利用許可を通知する。

3 運営会は、次のいずれかに該当する場合は、前項の許可を与えない又は与えた許可を取り消すことができる。

- ア. 法律や本利用規約、及び公序良俗に反するもの
- イ. 政治・宗教活動に関係するもの
- ウ. 反社会的勢力に関係するもの
- エ. 施設又は設備を損傷するおそれがあるもの
- オ. 風紀を乱し、または乱すおそれがあると認められるもの
- カ. その他、施設の管理、運営上支障があると認められるもの

(申込み方法)

第4条 タカノバの有効な利用を図るため、主催者等は、以下の通り申込みができるものとする。

- ア. イベント、キッチンカー、マルシェについては、各募集要項で定めるものとする。
- イ. 主催者等は、利用決定の通知後、利用申込み内容に変更が生じた場合は、すみやかに運営会各担当者へ報告し、運営会の承認を受けることとする。利用申込み内容と当日の利用実態が異なる場合は利用を中止する場合がある。その際、主催者等の損害に対し、当プロジェクトは賠償の責を負わない。

(利用時間の区分)

第5条 イベントスペース等の利用可能時間は、午前7時から午後9時までとする。

- 2 イベント等への搬入及び撤収・原状回復は、利用時間区分内に行なうものとする。

(利用料)

第6条 主催者等は、イベント、キッチンカー、マルシェの各募集要項で定められた方法にて支払うものとする。

- 2 利用料は利用日当日におつりがでないように現金にて支払うものとする。それにかかる手数料は利用者の負担とする。

(禁止行為)

第7条 主催者等は、タカノバの敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない

- ア. タカノバの施設を汚損し、破損し、又は滅失するおそれのある行為
- イ. 発火、引火若しくは爆発のおそれがある物又は悪臭を発生する物の持込み
- ウ. 火気の利用
- エ. 他人に危害を及ぼすこと又は他人の迷惑となる行為
- オ. 騒音を発生し、暴力を用いる等他人の迷惑となる行為
- カ. イベント等に関係のないちらし等の配布
- キ. 指定された場所以外の場所への車両の乗り入れ及び駐停車
- ク. 前各号に定めるもののほか、当プロジェクトの運営に支障を及ぼすおそれがある行為

- 2 第1項に該当することが判明した場合、運営会は主催者等に対し、利用の中止もしくは制限、又は許可を取り消すことができる。その場合の利用料は返金しない。また、それにより生じた一切の損失を当プロジェクト及び運営会は補填しない。さらに、以後の利用を制限するものとする。

(原状回復)

第8条 主催者等は、利用にあたっては施設の破損及び汚損のないよう充分注意するものとする。なお、施設の破損または汚損があった場合には、原状回復に要する費用を主催者等が負担するものとする。

(キャンセル等)

第9条 第3条又は第7条の規定に基づき利用許可の取消しを行った場合、また利用許可後、主催者等の都合で利用を取消す場合は、イベント、キッチンカー、マルシェの各募集要項で定められたキャンセル料を支払うものとする。

2 キャンセル料は、利用予定日から1週間以内に支払うものとする。それにかかる手数料は利用者の負担とする。

(イベント利用料の減免)

第10条 イベント利用料の減免の取り扱いは、次のとおりとする。

ア. 当プロジェクトが主催するものは100%減免とする。

なお、当プロジェクトが主催とする場合とは、当プロジェクトの役員会において過半数を超える実質的な協力が得られるイベントとする。

イ. 当プロジェクトの会員及び連携会員が主催するものは1日2000円へと減免する。

(損害賠償の免責)

第11条 当プロジェクトはイベント等利用中の商品・備品・金銭等の盗難・紛失・破損及び車両事故、火災、自然災害等による損害賠償の責は一切負わない。

また、主催者等及びその従業員の不注意などによって生じた人に対する傷害などの損害についても、損害賠償の責任は一切負わない。また、お客様との取引上発生する問題に対しては、主催者等の責任において解決すること。

2 施設、設備、備品などを破損又は紛失した場合は、速やかに運営会まで連絡すること。修理復旧費等について、主催者等の負担において原状回復するか、その損害を賠償すること。

(物品・サービスの責任)

第12条 主催者等は必ず食品衛生許可申請などの必要な措置をとり、主催者等によって提供された物品・サービス及びそれに伴う一切の責任は主催者等が負うものとする。

(個人情報の取扱い)

第13条

当プロジェクトが取得する個人情報については、次の各号に掲げる目的のために利用するものとする。

- (1) イベント等に関して当プロジェクトが主催者等に連絡するため
- (2) 当プロジェクトが主催者等に対し当プロジェクトの商品、サービス、イベントその他の情報を提供するため
- (3) 当プロジェクトの事業または教育の研究に用いるため
- (4) マーケティングのための分析に用いるため